

NEWS LETTER

2026年 2月号

2026年もあっという間に一カ月が過ぎましたね。

連日、寒い日が続きますが、体調を崩さないように十分ご注意ください。なお、掲載内容につきご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。



農地取得の下限面積の廃止

令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、農地法の下限面積要件が廃止されました。

「下限面積要件」とは、農地法第3条に基づき、農地を耕作目的で取得（売買・賃貸借等）する際に必要な許可要件のひとつです。具体的には、農地の権利を取得した後の農地経営面積の合計が、一定以上でなければならないというものでした。

この要件の背景には、「効率的で安定した農業経営体の育成」という目的がありました。

零細経営の乱立を防ぎ、ある程度の規模をもつ農業者に農地を集約させることで、生産性の向上を図るという考え方です。しかし、時代が進み、担い手不足が深刻化する中で、この制度はむしろ「新たな農業の担い手」の参入を妨げる障壁になっていきました。

例えば、小規模から始めたい新規就農者や本業と両立させながら農業を行いたい方、企業の試験的な農業参入といったケースからも、面積要件がネックとなっていました。

こうした背景の中で、農地法の下限面積要件が廃止されました。しかし、下限面積が廃されたとはいえ、農地を農地のまま取得するには、条件があります。

①農地のすべてを効率的に利用すること

世帯員などの状況による労働力・農業用機械の所有状況・農業技術などの状況や、現に所有している農地があれば、その農地が適切に経営できているかなどを総合的に判断。

②必要な農作業に常時従事すること

原則として150日以上農作業に従事していることが必要です。

③周辺の農地利用に支障がないこと（地域との調和）

集落営農や経営体がまとまった地域（集団化している農地）を利用している地域で、その利用を分断するような権利取得や無農薬・減農薬での栽培が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることによって、地域でこれまで行われていた無農薬栽培などが事実上困難になるような権利取得は許可できません。

事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続 ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記 ④農地法の許可 ⑤裁判手続